

公立大学法人青森公立大学の施設使用料に係る減免基準を定める規程

平成21年4月1日

規程第98号

改正 平成28年 4月規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、公立大学法人青森公立大学施設、交流施設及び国際芸術センター青森(以下「施設」という。)に係る使用料について、規程に基づき減免規定を適用する場合の基準を定め、もって統一かつ客観的な運用に資することを目的とする。

(減免基準)

第2条 使用料の減免は、免除及び5割減額とする。

2 免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 教員が授業として時間割に定められた教室以外の施設を使用するとき。
- (2) 青森公立大学(以下「本学」という。)の学生又は職員が関係する学会、研究会に使用するとき。
- (3) 本学の学生又は職員がゼミ活動又は本学が認めているサークルの活動若しくは学事暦に記載のある行事で施設を使用するとき(国際交流ハウス宿泊室及び国際芸術センター青森宿泊室を除く)。
- (4) 学外者が使用する場合であって、本学の学生のみを対象とした就職試験(ガイダンス含む)、資格・検定試験、講座等に使用するとき。
- (5) 法人の業務に関連する各種会議、委員会等に使用するとき。
- (6) 国際芸術センター青森の創作施設及び創作に係る備品類を、義務教育終了前の児童又は生徒若しくは障害者が個人使用するとき。また、同施設の実施する事業により招へいされた者が創作施設又は展示施設若しくは宿泊施設を使用するとき。
- (7) その他、理事長が特に認めたものであるとき。

3 5割減額する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生又は職員がゼミ活動又は本学が認めているサークルの活動若しくは学事暦に記載のある行事で国際交流ハウス宿泊室及び国際芸術センター青森宿泊室を使用するとき。
- (2) その他、理事長が特に認めたものであるとき。

(対象除外)

第3条 営利を目的とする使用(料金を徴収する場合を含む。)については、減免対象としない。

附 則（平成 21 年規程第 98 号）

（施行期日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 13 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。